

令和8年第5回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和8年5月8日（金） 午前9時30分から午前10時35分まで

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 出席者 教育長 伊藤圭樹
教育長職務代理者 佐藤正司
教育委員 後藤明美
教育委員 鈴木森晶
教育委員 志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長 小塚和宣
教育参事 山中洋子
学校教育課長 井戸茂治
給食センター所長 牛田彰和
生涯学習課長 安藤友佳
教育専門員 鷺澤 徹

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

（1）議案第14号 豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

（2）議案第15号 豊山町教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

（3）議案第16号 豊山町中学校部活動指導員の委嘱について

（4）議案第17号 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

（5）議案第18号 豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について

（6）議案第19号 豊山町給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

（7）議案第20号 豊山町給食センター献立委員会委員の委嘱又は任命について

- (8) 議案第21号 豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員の委嘱又は任命について
- (9) 議案第22号 豊山町スポーツ推進委員の委嘱について
- (10) 報告第19号 豊山町立小中学校衛生推進委員の選任について
- (11) 報告第20号 令和7年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について
- (12) 報告第21号 令和7年度第2回豊山町生涯学習推進審議会について
- (13) 報告第22号 令和7年度第1回豊山町文化財保護審議会について
- (14) 報告第23号 豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

事務局長： 本日は、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、令和8年第5回豊山町教育委員会定例会を始めさせていただきます。会議の取り回しを教育長にお願いします。
よろしくお願いします。

教育長： おはようございます。それではただいまから、令和8年第5回教育委員会定例会を開会させていただきます。

【日程第1 前回会議録の承認】

教育長： 議事に入ります前に、事前に配付させていただきました、令和8年4月8日（水）に開催しました第4回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教育長： 令和8年第4回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会后、皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教育長： 立夏を過ぎ、急に昨日から汗ばむ季節となりました。ゴールデンウィークを終えて、休暇が長かった分、子どもたちがきちんと登校できるか、心配しているところではあります。ゴールデンウィーク中は、高校の部活動のマイクロバスが大きな事故を起こし、生徒が1名死亡するという事故がありました。また本日の新聞では、三重県津市の小学1年生の児童が下校中に事故に会い、命を落とすという事件もあり

ました。幸い本町におきましては、水難事故などを含め事故の報告はなく、ほっとしております。

今月は町内3小学校で運動会を開催します。当日まで練習も含めて熱中症対策も万全にしながら進めていかないとはいけないと考えております。

また、この時期は、4月当初からなじめない、無理をしていたなど、児童生徒に疲れが出てしまう時期でもあります。昨日校長会において、校長先生へは、子どもたちに対する細かな気配りを行うように指導させていただきました。また、教職員も同じく、新規採用や異動した教職員は慣れない中無理をしていると思いますので、気遣っていただきたいとお願いしました。

教育委員の皆様におかれましては、本町の教育行政が実りあるものとなりますよう、引き続きお力添えいただきたいと思います。

それでは、事業報告につきまして、事務局長の方からご説明申し上げます。

事務局長： それでは、この間の報告をさせていただきます。4月9日から5月8日までの事業報告をさせていただきます。

まず、4月9日（木）中学校入学式を実施しております。4月13日（月）町内校長会議を実施しております。4月22日（水）第1回愛知駅伝サポート会議を開催しております。5月7日（木）町内校長会議を開催しております。

私からの報告は以上でございます。

教育長： ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。
（意見なし）

【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。「議案第14号 豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局からの説明を求めます。

学校教育課長： 一資料に基づき説明—

教育長： ありがとうございます。

本町は昨年度から、学校運営協議会を立ち上げました。これは、学校運営について地域や保護者など幅広く意見を聞いて、地域で教育活動を進めていくという趣旨のものであります。そして、学校運営協議会の意見生かして学校運営を行っていく学校を「コミュニティースクール」といいます。10年以上前から始まった制度になりますが、文部科学省としては、全ての公立学校がこのコミュニティースクールを目指すべきこととしております。

事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。議案第14号は原案どおり可決といたします。続きまして、「議案第15号 豊山町教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」事務局から説明を求めます。

学校教育課長 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。議案第15号は原案どおり可決といたします。続きまして、「議案第16号 豊山町中学校部活動指導員の委嘱について」事務局から説明を求めます。

学校教育課長 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。議案第16号は原案どおり可決といたします。続きまして、「議案第17号 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」事務局から説明を求めます。

学校教育課長 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。議案第 17 号は原案どおり可決といたします。続きまして、「議案第 18 号 豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について」事務局から説明を求めます。

学校教育課長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。評価委員はお二人とも本町にご縁のある方でございます。岡島様は北名古屋市の小学校の元校長先生で、愛知県教育委員会の家庭教育コーディネーターをされていた方で、豊山町在住の方でもございます。堀田先生は豊山町子ども・子育て委員の会長、豊山町生涯学習推進審議会委員の副会長をされている方になります。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。議案第 18 号は原案どおり可決といたします。続きまして、「議案第 19 号 豊山町給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」事務局から説明を求めます。

給食センター所長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。議案第 19 号は原案どおり可決といたします。続きまして、「議案第 20 号 豊山町給食センター献立委員会委員の委嘱又は任命について」事務局から説明を求めます。

給食センター所長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。議案第 20 号は原案どおり可決といたします。続きまして、「議案第 21 号 豊山町学校給食アレルギー対応検討

委員会委員の委嘱又は任命について」事務局から説明を求めます。

給食センター所長： 一資料に基づき説明—

教 育 長： ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長： それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長： ありがとうございます。議案第21号は原案どおり可決といたします。続きまして、「議案第22号 豊山町スポーツ推進委員の委嘱について」事務局から説明を求めます。

生涯学習課長： 一資料に基づき説明—

教 育 長： ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長： それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長： ありがとうございます。議案第22号は原案どおり可決といたします。続きまして、「報告第19号 豊山町立小中学校衛生推進委員の選任について」事務局から説明を求めます。

学校教育課長： 一資料に基づき説明—

教 育 長： ありがとうございます。豊山中学校だけ校長となっておりますが、校長自身が推進委員になることは問題ないということとよろしいですか。

学校教育課長： 労働安全衛生法第12条の2に基づく安全衛生推進者は一定の要件を満たせば事業主を選任することも可能となっておりますので、校長を選任することも可能です。

教 育 長： この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長： ありがとうございます。続きまして、「報告第20号 令和7年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について」事務局から説明を求めます。

給食センター所長： 一資料に基づき説明—

教 育 長： ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長 : ありがとうございます。管理職の面談の出席への対応についてですが、学校現場が多忙を極める中、必要のないものについては管理職の出席を求めないということを制度化したものだと思いますが、一方で、管理職が出席をするのは、子どもたちの命を守り切るという趣旨であったかと思います。出席の有無については、より慎重に判断し、丁寧なお見届けを引き続きお願いしたいと思います。続きまして、「報告第21号 令和7年度第2回豊山町生涯学習推進審議会について」事務局から説明を求めます。

生涯学習課長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。子ども読書推進計画については、計画及びアンケート結果を添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。部活動の地域展開については、ロードマップを添付させていただいております。プロジェクトチームについては、機能強化を図り、保護者や地域のクラブの代表の方にも参加いただき、進めてまいります。計画では令和12年度から、いわゆる休日の部活動については学校で行わないということを目指してまいります。今年度は、サッカーと吹奏楽を月2回程度行い、さらに他の部活動についても条件の整ったところから地域展開してまいります。アンケート結果にあるように子どもたちのニーズも踏まえながら、進めてまいります。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

佐藤職務代理者 : 令和9年度からバスケットボールを地域展開するとありますが、スポーツ少年団にない種目もあると思います。そういうものについてどのように地域展開していくのか、なかなかイメージが湧きませんが、どのように考えてみえますか。

教 育 参 事 : まずは中学校にある種目から地域展開を進めてまいります。地域クラブにない種目につきましては、それに近い団体へ移行を検討し、難しければ他の方法を検討してまいります。まずはできるところから一歩ずつ進めてまいります。

佐藤職務代理者 : 令和11年度から文科系のクラブが入ってきます。これはスムーズに進むと考えてよいですか。

教 育 参 事 : 総合型スポーツクラブの中に様々な講座がありますので、それを活用していくことを考えております。

教 育 長 : 中学校の文科系の部活動には、休日に活動をしていないものもありますので、必ずしも全ての種目を行うわけではありません。逆に、総合型のクラブには、今の部活動にない種目や講座もありますので、中

学校の部活動で移行できるものは移行し、部活動にない種目についても中学校の生徒が親しめるように環境を整備していければと考えております。

後藤委員： 地域展開のスケジュールは、中学生や、将来のことを考え小学生の保護者へ周知は行っていくのでしょうか。

教育参事： 現時点では中学校にのみの説明となっておりますが、今後は小学校にも説明をしていきたいと考えております。

後藤委員： 小学校に情報が来ず、希望する部活動があっても、入ろうと思っていたときにはその部活動がなくなっていたという話も聞いたことがあるので、タイミングは難しいかと思いますが、小学校にも情報提供いただければと思います。

教育長： 小学校には、PTA総会や委員会において、中学校の部活動の地域展開の状況について情報提供をしていくよう話をしているところでございます。よって、概ね伝わっているとは思いますが、試行段階でもありますので、今後はその結果も踏まえて情報提供していければと思います。中学校の土日の部活動を地域へ展開するということは明確でありますから、校長会などを通じて小学校へも情報提供しているところであるかと思えます。

鈴木委員： 休日の部活動を月2回にするというアンケートがあるということは、現在は月4回ということですか。

教育参事： 今年度から月2回となりました。

鈴木委員： 昨年度までは月4回だったということですね。

教育参事： そうです。

教育長： 実際はテストや行事等で月1回は実施しておりませんでした。今年度からはさらに実施しない週を1回増やし、実施する回数を月2回としております。

佐藤職務代理者： 受け皿としては、スポーツ少年団やわくわくクラブ、その他豊山町で活動している団体となると思いますが、そうすると生涯学習の中で議論を活性化し、プロジェクトチームでもしっかりと進めていただきたいと思いますし、そうしないと実現できないと思いますので、大変かと思いますが、よろしくお願いします。

教育参事： 今年度からのプロジェクトチームには保護者や部活動の顧問にも参加いただきますので、活発な意見交換をしながら進めてまいります。
スポーツ少年団やわくわくクラブ、文化協会の方にも意見を伺いながら丁寧に進めてまいります。

佐藤職務代理者： 子どもは地域の宝でありますので、しっかり進めていただきたいと思います。

思います。

教 育 長 : 豊山町の宝である子どもたちを地域で育て、その子どもたちが次の世代の子どもたちを育成していく、というような、地域全体で子どもたちを育てるという理念を実現できたらと思います。

わくわくクラブの総会においても、中学校の部活動の地域展開を積極的に進めていくというお話があったということも聞いておりますので、申し添えさせていただきます。続きまして、「報告第22号 令和7年度第1回豊山町文化財保護審議会について」事務局から説明を求めます。

生涯学習課長 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

佐藤職務代理者 : 2点あります。1点目に、八所神社の狛犬は町で管理できないかという話があったということですが、どういった経緯でこのような話が出たのか教えていただきたいと思います。2点目は、天然記念物の指定となっている千松寺の楠の対応の仕方です。実際枯れているので天然記念物ではない状態になっています。一度天然記念物に指定したものを、枯れた後も指定し続けるのかどうかというところをお聞かせいただきたいです。というのは他にも天然記念物がありますが、同じように所有者から依頼があった場合、枯れたものに補助金を出して補助し続けるのかという考え方に疑問感しています。

(意見なし)

事 務 局 長 : 狛犬については、八所神社の社務所で保管していますが、無造作な管理状況となっております。また、宮係の方より、町民の方が見る機会がないということで、一度そのような機会を設けていただきたいということと、管理方法について相談したいということで町に相談がありました。まずは町民へ公開したいということで、社会教育センター郷土資料室で、3月に実施した文化財の企画展において展示させていただいたという経緯でございます。

佐藤職務代理者 : 今後管理者が管理できないという場合も出てくると思いますので、郷土資料室で公開するもの1つの考え方です。一回指定をしたのであればその責任もあると思いますので、町で予算をとって管理していくのも1つの考え方だと思います。

教 育 長 : 審議会でも極めて慎重に扱うべきだということになっていますので、八所神社にもその旨を伝えながら対応していくことになるかと思っています。

事務局長： 管理の仕方も専門家の方からご指導いただいたことをお伝えしています。

生涯学習課長： 楠については平成5年に天然記念物として指定しています。平成29年頃から衰弱がみられ、肥料や養生をしましたが回復に至らず、現在は幹のみが残る状態となっております。令和元年頃から楠の取り扱いには文化財保護審議会でも議論しております。令和5年3月に開催した文化財保護審議会では、文化財も文化同様に守り育てていくものという文化庁の考え方から、完全に消失していないかぎり、保護していくべきであり、天然記念物の姿かたちが変わっても指定し続けている事例もあるので、今回の事例では、幹ないし根株の保存が確かに楠があったことを伝える役割を果たすのであれば、それも文化財保護の一つになり、完全に消失しない限り直ちに指定を解除するのではなく、かつての形をしのばせる形での保存を検討すべきというご意見をいただいております。また、所有者の千松寺からも、文化財の保存を希望する意向を示されております。このような状況を踏まえ、町としては文化財の適切な管理を行う観点から、幹の腐食を防ぐための補助を行っているところであります。文化財保護審議会においては、保護すべきという方向性が示されていると理解していますので、ご理解いただきたいと思います。

佐藤職務代理者： 経緯はわかりました。もう1つの天然記念物も同じような状況になるかもしれませんので、それも町として同じ方針で行っていくということによろしいでしょうか。

事務局長： そこはまた文化財保護審議会に諮っていきたいと思います。

後藤委員： 現状はどうなっているのでしょうか。

生涯学習課長： 2メートル近くはあります。

佐藤職務代理者： 文化財保護審議会の方が考えられることかもしれないが、町の教育委員会として考えたときに、少し心配な方向に行きかけていると思うというのは、教育委員として発言しておきます。

教育長： ありがとうございます。続きまして、「報告第21号 令和7年度第2回豊山町生涯学習推進審議会について」事務局から説明を求めます。
(意見なし)

教育長： ありがとうございます。続きまして、「報告第23号 豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について」事務局から説明を求めます。

生涯学習課長： 一資料に基づき説明—

教育長： ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、以上で付議案件を終わりたいと思います。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。事務局から、その他報告事項等
はありますか。

学校教育課長 : 一次回教育委員会定例会の開催日時について連絡—

教 育 参 事 : 一定例会後の校長との教育懇談会について連絡—

教 育 長 : 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

(発言なし)

閉会の宣告 (午前10時35分)

教 育 長 : 以上で、令和8年第5回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和8年第5回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和8年5月8日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場 3階 会議室3

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- (1) 議案第14号 豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- (2) 議案第15号 豊山町教育支援委員会委員の委嘱又は任命について
- (3) 議案第16号 豊山町中学校部活動指導員の委嘱について
- (4) 議案第17号 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
- (5) 議案第18号 豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について
- (6) 議案第19号 豊山町給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
- (7) 議案第20号 豊山町給食センター献立委員会委員の委嘱又は任命について
- (8) 議案第21号 豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員の委嘱又は任命について
- (9) 議案第22号 豊山町スポーツ推進委員の委嘱について
- (10) 報告第19号 豊山町立小中学校衛生推進委員の選任について
- (11) 報告第20号 令和7年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について
- (12) 報告第21号 令和7年度第2回豊山町生涯学習推進審議会について
- (13) 報告第22号 令和7年度第1回豊山町文化財保護審議会について
- (14) 報告第23号 豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について

5 その他

6 閉会の宣告

議案第 14 号

豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

豊山町学校運営協議会規則（令和 7 年豊山町教育委員会規則第 1 号）に基づき、別紙の者を学校運営協議会委員に委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、令和 8 年 4 月 1 日からの学校運営協議会委員を委嘱又は任命する必要があるためである。

議案第 15 号

豊山町教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

豊山町教育支援委員会設置要綱（平成 21 年豊山町教育委員会告示第 9 号）に基づき、別紙の者を教育支援委員会委員に委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、委員の異動等に伴い令和 8 年 4 月 1 日からの新たな教育支援委員会委員を委嘱又は任命する必要があるためである。

議案第 16 号

豊山中学校部活動指導員の委嘱について

豊山町中学校部活動指導員設置要綱（平成 25 年豊山町教育委員会告示第 1 号）に基づき、別紙の者を豊山中学校部活動指導員に委嘱することについて、議決を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、指導員の任期満了に伴い、令和 8 年 4 月 1 日からの新たな部活動指導員を委嘱する必要があるためである。

議案第 17 号

豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱（平成31年豊山町教育委員会告示第3号）に基づき、別紙の者をいじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和8年5月8日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、委員の任期満了に伴い、令和8年4月1日からの新たないじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱又は任命する必要があるためである。

議案第18号

豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について

豊山町教育委員会外部評価実施要綱（平成21年豊山町教育委員会告示第10号）第3条第2項の規定に基づき、別紙の者を委嘱することについて、議決を求める。

令和8年5月8日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提案理由

この案を提出するのは、豊山町教育事務執行等評価委員会委員の任期満了に伴い、新たに教育事務執行等評価委員を委嘱する必要があるためである。

教育事務執行等評価委員会委員名簿（案）

	氏 名	備 考
1	堀 田 裕 子	摂南大学現代社会学部教授
2	岡 島 啓 子	前愛知県教育委員会尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

参 考

豊山町教育委員会外部評価実施要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の学識経験者による知見を活用し、点検及び評価を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（外部評価の対象）

第2条 外部評価の対象は、教育委員会で実施する施策評価、事務事業評価等のうちから、内部で事後評価を行ったものとする。

（教育事務執行等評価委員会の設置等）

第3条 教育委員会は、外部評価を行うため、教育事務執行等評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置する。

2 外部評価委員会は、教育等に関して学識経験を有する者2人をもって組織する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第19号

豊山町給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和44年豊山町条例第1号）及び豊山町給食センターの管理運営に関する規則（昭和58年豊山町教育委員会規則第1号）の規定に基づき、別紙のとおり豊山町給食センター運営委員会委員を委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和8年5月8日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、豊山町給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、令和8年4月1日からの新たな豊山町給食センター運営委員会委員を委嘱又は任命する必要があるからである。

議案第20号

豊山町給食センター献立委員会委員の委嘱又は任命について

豊山町給食センター献立委員会規程（平成21年豊山町教育委員会規程第5号）の規定に基づき、別紙のとおり豊山町給食センター献立委員会委員を委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和8年5月8日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、豊山町給食センター献立委員会委員の任期満了に伴い、令和8年4月1日からの新たな豊山町給食センター献立委員会委員を委嘱又は任命する必要があるからである。

議案第 21 号

豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員の委嘱又は任命について

豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱（令和 2 年豊山町教育委員会告示第 20 号）の規定に基づき、別紙のとおり豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員を委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員の任期満了に伴い、令和 8 年 4 月 1 日からの新たな豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員を委嘱又は任命する必要があるからである。

議案第 22 号

豊山町スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）及び豊山町スポーツ推進委員に関する規則（平成 24 年豊山町教育委員会規則第 1 号）の規定に基づき、別紙のとおり豊山町スポーツ推進委員を委嘱することについて、議決を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊 藤 圭 樹

提案理由

この案を提出するのは、豊山町スポーツ推進委員が任期満了となるため、新たに豊山町スポーツ推進委員を委嘱する必要があるからである。

報告第19号

豊山町立小中学校衛生推進委員の選任について

豊山町立小中学校衛生推進委員設置要綱（平成12年豊山町教育委員会訓令第2号）に基づき、下記の者を豊山町立小中学校衛生推進委員に選任しましたので報告します。

記

学 校 名	職 名	氏 名
豊 山 小 学 校	教 頭	伊 藤 裕 子
新 栄 小 学 校	教 頭	瀧 智 哉
志 水 小 学 校	教 頭	藤 原 大
豊 山 中 学 校	校 長	岡 泰 宏

※任 期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※根拠規定：豊山町立小中学校衛生推進委員設置要綱

参 考

豊山町立小中学校衛生推進委員設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条の2の規定に基づき、豊山町立小中学校に衛生推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

（定数）

第2条 推進委員の定数は、豊山町立小中学校の各学校に1人とし、合計4人とする。

（任期）

第3条 推進委員の任期は、1年とする。

（任命）

第4条 推進委員は、校長が教職員の中から選任し、教育委員会に報告するものとする。

（職務）

第5条 推進委員は、校長の指揮を受けて、次の職務を行う。

- （1） 教職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- （2） 教職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- （3） その他教職員の健康保持増進のための措置に関すること。

報告第20号

令和7年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について

令和7年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和8年3月19日（木） 午後2時～午後2時55分
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室4
- 3 出席者
（委員） 上原正子（委員長）、野崎千佳（副委員長）、杉 直哉、
竹内哲子、渡邊志保、伊藤竜児、後藤祥子
（事務局） 伊藤圭樹（教育長）小塚和宣（事務局長）、
牛田彰和（給食センター所長）、
- 4 議 題
（1）アレルギー対応の実施状況について
（2）豊山町立小中学校 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて
（3）意見交換
- 5 議事内容【抜粋】
議題（1）アレルギー対応の実施状況について
【主な意見等】
 - ・委員から「中学校が1人減ったのは卒業による減少か」との質問があり、「アレルギーを持っていた子が卒業により減少した」と回答した。
 - ・委員長から「令和8年度のアレルギー除去食の実施予定は5月だけが書かれているが、今後の予定はどうか」との質問があり、「6月以降の除去食については、月に3回程度の提供を考えている」と回答した。
議題（2）豊山町立小中学校 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて
【主な意見等】
 - ・委員から「アレルギー面談について、管理職教員の面談出席への緩和の話があったが、近況はどうか」との質問があり、委員から「アレルギー症状が変わらない場合は、管理職は面談に出席していない。また、アレルギー対応が

変わらない子供については、希望があれば面談時期を前年度に実施しており、負担軽減につながっている」との意見があった。

- ・委員から「学校でのエピペン取扱いの訓練時期」について質問があり、委員から「4月の当初に実施している」との回答があった。

議題（3）意見交換

【意見紹介】

- ・子供が卵・乳アレルギーである保護者から、卵・乳のメニューが増えていることについて代替食や返金の要望があったため、委員に紹介し意見を伺った。

【主な意見等】

- ・アレルギー対応はマニュアルに基づき実施しており、新たな代替食の追加は、アレルギー対応の混乱につながる。
- ・おかずの返金は算定が難しく、困難だと考える。
- ・アレルギーのある子供と無い子供との均衡に配慮したメニューにする必要がある。（一方に偏り過ぎない）
- ・卵と乳の両アレルギーがある子供だと、除去食のように一部を食べられる場合は良いが、無配膳メニュー（卵焼きやパンなど、そのおかずを全く配膳しない）で食べられないことが続く場合があるかもしれない。
- ・食材選定の際、一見、アレルゲンを含みそうな食材であっても実際は含んでいない食材【（例）卵を使わないタルタルソース等】を使用し、アレルギー対応にできるだけ配慮していることについて、保護者は気付きにくいので、何らかの形で周知してはどうか。

報告第 2 1 号

令和 7 年度第 2 回豊山町生涯学習推進審議会について

令和 7 年度第 2 回豊山町生涯学習推進審議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和 8 年 3 月 2 3 日（月）午後 2 時から
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室 3・4
- 3 出席者 委員：前田治（会長）、堀田裕子（副会長）、岡泰宏、高山誠、太田真理子、永末猛、柴田里子、縄田敦子
事務局：安藤敏毅副町長、伊藤圭樹教育長、小塚和宣事務局長、山中洋子教育参事、青井宏司課長、渡邊亘宏教育専門員、安藤友佳館長、下村雄太主任、大下収悟グループ長、今井栄佑主任、竹中郁奈美主任
- 4 議題
 - （1）【諮問事項】豊山町子ども読書活動推進計画（第 4 次）について
 - （2）【報告事項】部活動の地域展開について
- 5 議事内容【抜粋】
 - （1）【諮問事項】豊山町子ども読書活動推進計画（第 4 次）について
令和 6 年第 2 回審議会にて、「豊山町子ども読書活動推進計画（第 4 次）」の策定にあたり、本町の子どもの読書活動をより効果的に推進できる施策の方向性等について諮問した。
今回の審議会では、事務局より資料に基づき「豊山町子ども読書活動推進計画（第 4 次）」の案について説明した。
委員より、子どもの読書活動のニーズ及び課題の把握を目的として実施したアンケートについて、「回答率が 38% というのは低い。回答率 8 割以上であれば、資料の精度が上がり、もっと良い計画が立てられる」との意見があった。事務局は「今回 QR コードにより家庭でアンケートをしてもらったことと、夏休みに依頼

してしまったことが、回答率が低くなった要因であるため、次回は夏休み前に依頼をかけ、学校に直接依頼をする。」と回答した。

内容を審議した結果、「豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）」については「適当と認める。」との答申が会長より提出された。

（２）【報告事項】部活動の地域展開について

事務局の説明をもとに、各委員の意見を求めた。委員からの主な意見は次のとおりであった。

- ・国の指針に合わせてやるのではなく、町独自の判断で子どもたちのためにもっと早くやってあげたほうがよい。
- ・中学校・教育委員会・生涯学習課、各々の考えや立場になってしまうのでプロジェクトチームにもっと一般の人を入れて活性化させるなど仕組みを変えないと難しい。
- ・予算の確保が必要。
- ・部活動の今までのイメージと今後のイメージが大きく変わっていく。町としての方針、方向性がしっかり見えると親は安心する。
- ・活動場所を確保してほしい。

豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について

1 計画策定にあたって

（1）計画策定の趣旨

子どもを取り巻く読書環境の変化や「豊山町第5次総合計画」をはじめとした国及び県の関連計画を踏まえ、町民が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭・社会・学校などの役割をそれぞれ示し、町民の活動の指針となるものとして、「豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定する。

（2）計画の対象者

本計画の対象は、乳幼児から中学生までを中心に、0歳からおおむね18歳以下の子ども及び保護者や子ども読書活動の推進に関わる地域や学校、行政、関連機関等も対象とする。

（3）計画の期間

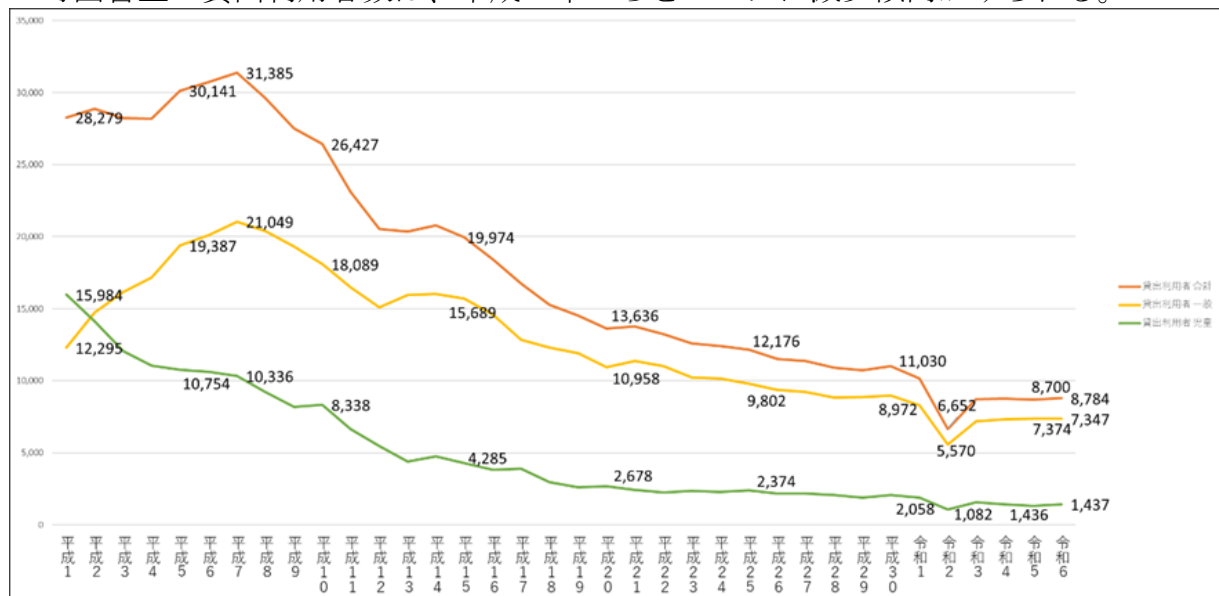
令和8年度から令和12年度までの5年間。

2 読書活動の現状

（1）町の現状

社会教育センター図書室（以下、町図書室）は、本町唯一の図書館施設として、昭和63年に開館。

町図書室の貸出利用者数は、平成7年ごろをピークに減少傾向がみられる。



不読率は、今回のアンケート調査では、小学生は 26%、中学生は 33%、高校生は 47%という結果であり、5 年前と比べ大きく上昇している。国及び県の調査と比較しても高い傾向。

不読率

	小学生	中学生	高校生
令和 2 年度	8.9%	14%	
令和 7 年度	26%	33%	47%
国（令和 7 年度）	9.6%	24.2%	55.7%
県（令和 7 年度）	16.7%	21%	46.9%

（2）第 3 次計画の取組状況

第 3 次計画では、「豊かな心をはぐくむ読書の推進」というテーマのもと、①「家庭・地域・学校における読書活動の推進」、②「町や学校図書室などの読書環境の充実」、③「読書活動に関する理解と関心の普及」の 3 つの基本目標を設定し、5 年間、読書活動の推進を実施。

主な実施施策は以下のとおり。

①「家庭・地域・学校における読書活動の推進」

- ・ブックスタート事業及びセカンドブック事業の実施
- ・小学 2 年生の希望者に図書室資料貸出し利用カードの配付
- ・読書週間等において図書委員を中心にイベントの開催

②「町や学校図書室などの読書環境の充実」

- ・幼児遊戯室のリニューアル
- ・除籍図書の無償譲渡
- ・学校図書室の資料充実

③「読書活動に関する理解と関心の普及」

- ・読み聞かせ会の開催
- ・図書室だより（書窓）の発行

3 アンケート調査の実施と課題のまとめ

(1) アンケート概要

○目的

現在の子どもたちの読書活動のニーズ及び課題の把握を目的とし、より具体的な計画を策定するため。

①住民用アンケート

対象	対象者（人）	回答数（人）	回答率
0～6歳（保育園・幼稚園児）の子どもを持つ保護者	422	220	52%
7～15歳（小中学生）	1,432	548	38%
7～15歳（小中学生の保護者）	1,432	535	37%
16～18歳（高校生）	556	148	27%
全 体	3,842	1,451	38%

②担い手用アンケート

対象	対象者（人）	回答数（人）	回答率
町図書室職員	5	5	100%
学校図書室担当教諭	4	4	100%
読み聞かせ団体（社会教育センター）	7	7	100%
読み聞かせ団体（学校）	27	19	70%
全 体	43	35	81%

(2) アンケート結果を踏まえた課題のまとめ

①保育園・幼稚園の保護者

- ・家庭で読み聞かせをする保護者の割合の維持
- ・家庭で読み聞かせをする保護者の紙書籍の割合の維持
- ・読み聞かせ会の参加割合の改善

②小中高生、小中学生の保護者

- ・不読率の改善
- ・月に1日以上読書している者の割合の改善
- ・読書をする者の紙書籍の割合の維持・改善

③読書活動の担い手

- ・職員の働きやすい環境の維持・改善（町・学校図書室職員）
- ・活動員の読み聞かせ環境の充実（読み聞かせ団体）

4 第4次計画の基本方針

(1) 基本理念

「 本を読んで出会おう！想像力豊かな自分に！ 」

(2) 基本方針

①子どもへの読み聞かせ機会の確保

②子どもの読書機会の確保

5 第4次計画の目標値及び具体策

(1) 目標値

①保育園・幼稚園の保護者

【基本方針】のみ抜粋

子どもへの読み聞かせ機会の確保

内容	現状値	目標値	方向性
家庭で読み聞かせをする保護者の割合	84%	84%	維持
家庭で読み聞かせをする保護者の紙書籍の割合	98%	98%	維持
読み聞かせ会の参加割合	12%	20%	改善

子どもの読書機会の確保

内容		現状値	目標値	方向性
不読率	小学生	26%	10%	改善
	中学生	33%	25%	改善
	高校生	47%	40%	改善
読書をする子どもの割合	小学生	61%	66%	改善
	中学生	48%	53%	改善
	高校生	39%	44%	改善
読書をする子どもの紙書籍の割合	小学生	99%	99%	維持
	中学生	88%	88%	維持
	高校生	75%	80%	改善

(2) 目標値達成に向けた具体策（一部抜粋）

①保育園・幼稚園の保護者

区分	具体策
家庭	講演会の開催
家庭	定期購読の補助
社会	図書リサイクルBOXの設置
社会	障がいのある子どもへのサービスの充実

②小中高生、小中学生の保護者

区分	具体策
家庭	講演会の開催
社会	図書購入者向けの事業実施の検討
社会	図書室イベントの実施
学校	学校図書室環境の整備
学校	図書の検索機会の見直し

(R 8. 3 月案)
豊山町教育委員会

* 令和 7 年度 改革推進期間

〔中学校部活動の活動状況〕

【休日】月 1 回実施なし（実質） 【平日】週 4 回実施（木：なし）

17 時 30 分活動終了 17 時 45 分下校完了

〔取組状況〕

- ・地域団体（スポーツ少年団・わくわくくらぶ）との協議
野球、サッカー、吹奏楽（試行）に向けての準備
- ・町部活動指導ガイドライン一部改訂
- ・休日における月 2 回実施の周知

* 令和 8 年度 改革実行期間（前期 1 年目）

〔中学校部活動の活動予定〕

【休日】月 2 回実施なし 【平日】週 3 回実施（月木：なし）

17 時 15 分活動終了 17 時 30 分下校完了

< 試行 > 勤務時間前に活動終了ができる日を設定

〔取組予定〕

- ・野球、サッカー、吹奏楽で試行開始
- ・地域団体（スポーツ少年団・わくわくくらぶ）との協議
卓球、バスケット（試行）に向けての準備

* 令和 9 年度 改革実行期間（前期 2 年目）

〔中学校部活動の活動予定〕

【休日】月 2 回実施なし 【平日】週 3 回実施（月木：なし）

活動・下校時間は試行結果による

< 進捗状況によって秋以降、休日の月 1 回実施を前倒し >

〔取組予定〕

- ・野球、サッカー、吹奏楽、卓球、バスケットで試行開始
- ・地域団体（スポーツ少年団・わくわくくらぶ）との協議
バレー、ソフト（試行）に向けての準備
- ・休日における月 1 回実施の周知

* 令和 10 年度 改革実行期間（前期 3 年目） < 中間評価 >

〔中学校部活動の活動予定〕

【休日】月 3 回実施なし

【平日】週 3 回実施（月木：なし）

活動・下校時間は試行結果による

〔取組予定〕

- ・野球、サッカー、吹奏楽、卓球、バスケット、バレー、ソフトで試行開始
- ・地域団体（スポーツ少年団・わくわくくらぶ）との協議
- テニス（試行）に向けての準備

* 令和 11 年度 改革実行期間（後期 1 年目）

〔中学校部活動の活動予定〕

【休日】月 3 回実施なし

【平日】週 3 回実施（月木：なし）

活動・下校時間は試行結果による

< 進捗状況によって秋以降、休日の実施なしを前倒し >

〔取組予定〕

- ・野球、サッカー、吹奏楽、卓球、バスケット、バレー、ソフト、テニスで試行開始
- ・地域団体（スポーツ少年団・わくわくくらぶ）との協議
- 文化創作部、文学部（試行）に向けての検討
- ・休日における実施なしの周知

* 令和 12 年度 改革実行期間（後期 2 年目）

〔中学校部活動の活動予定〕

【休日】実施なし

【平日】週 3 回実施（月木：なし）

活動・下校時間は試行結果による

〔取組予定〕

- ・野球、サッカー、吹奏楽、卓球、バスケット、バレー、ソフト、テニスで試行開始
- ・未完了の部活動があれば、地域団体（スポーツ少年団やわくわくくらぶ）と引き続き協議

* 令和 13 年度 改革実行期間（後期 3 年目） 休日部活動の地域展開完了

〔中学校部活動の活動予定〕

【休日】実施なし

【平日】週 3 回実施（月木：なし）

豊山町部活動地域展開ロードマップ

内部検討案
R8.3 時点

年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	令和 1 3 年度
中学校部活動 (休日)	月 2 回実施なし		月 3 回実施なし		実施なし	
地域展開 (地域クラブ)	野球 (月 4 回) サッカー・吹奏楽 (試行) (月 1 回以上)	卓球・バスケット (試行) (月 1 回以上)	バレー・ソフト (試行) (月 2 回以上)	テニス (試行) (月 2 回以上)	月 3 回以上実施	
中学校部活動 (平日)	週 3 回実施 17:15活動終了 【試行】 勤務時間(16:45)前に 活動終了する日を設定	週 3 回実施〔試行結果をもとに回数・種目を見直し〕				

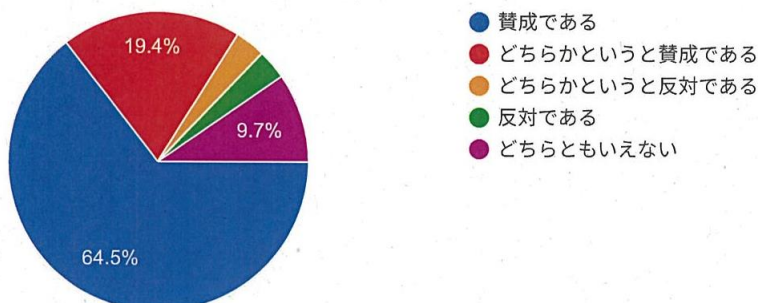
「豊山町中学校部活動の地域展開に向けたアンケート結果（抜粋）」

令和 8 年 1 月実施

豊山中学校

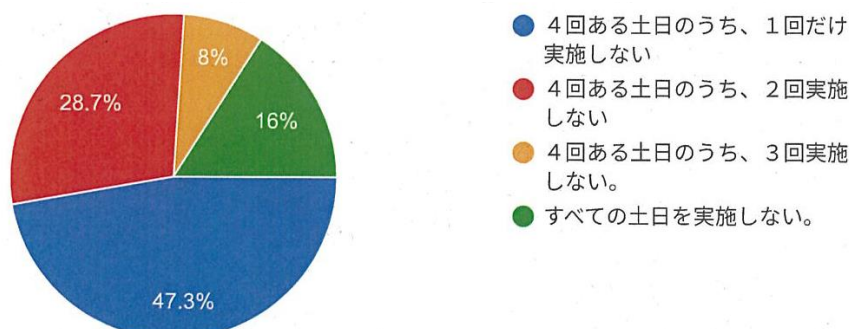
【質問 1】（教職員対象）

休日の部活動を、月 2 回にすることについてどう思うか。



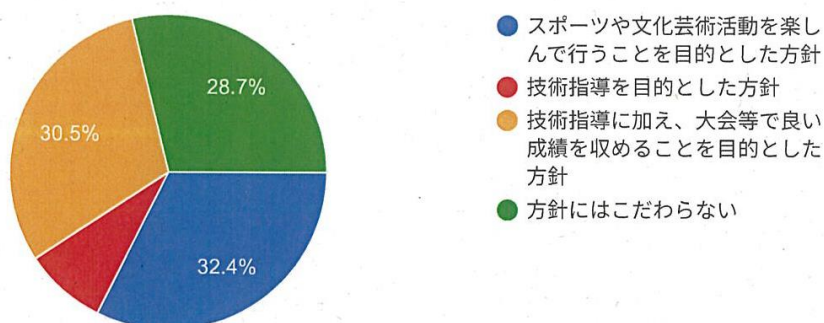
【質問 2】（生徒対象）

休日の部活動を実施しない回数は、何回がよいか。



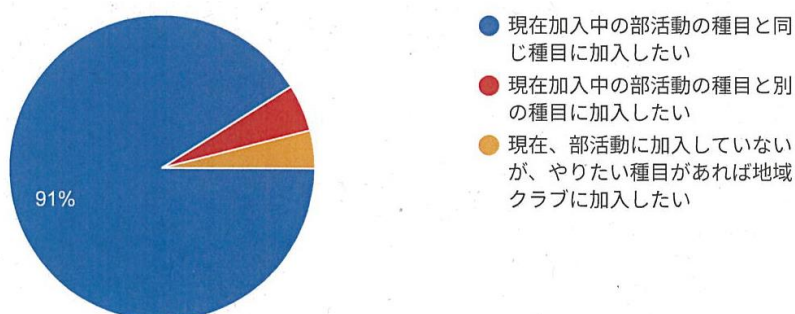
【質問 3】（生徒対象）

休日の部活動を地域展開した場合、地域クラブの活動方針として望むものに近いのはどれか。



【質問 4】（生徒対象）

地域クラブに加入したいと回答した生徒のうち、加入する際の考えについて近いのはどれか。



報告第 2 2 号

令和 7 年度第 1 回豊山町文化財保護審議会について

令和 7 年度第 1 回豊山町文化財保護審議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和 8 年 3 月 2 6 日（木）午後 2 時から
- 2 開催場所 豊山町役場 3 階 会議室 5
- 3 出席者 委員：水野智之（会長）、加藤武（副会長）、
林進、千田秀樹、岡島ひかる
事務局：伊藤圭樹教育長、小塚和宣事務局長、
青井宏司課長、大下収悟グループ長、
今井栄佑主任、竹中郁奈美主任
- 4 議題
 - （1）令和 7 年度の文化財保護行政について
 - （2）令和 8 年度の文化財保護行政について
- 5 議事内容【抜粋】
 - （1）令和 7 年度の文化財保護行政について
特に意見なし
 - （2）令和 8 年度の文化財保護行政について
 - ・八所神社の狛犬は、郷土資料室で保管するかどうかしっかりと所有者と話をし、検討したうえで預かるかどうか決めた方がいいと思う。
 - ・PR 漫画について、大橋さん（依頼予定の漫画家）の出身地である蒲郡市には樹齢 1,000 年を超える国指定文化財の楠がある。そういう繋がりで大橋さんは適任かと思う。幅広い意味で豊山町を位置づけていけば、面白いストーリーができるのではないか。

【議題（１）】令和７年度の文化財保護行政について

1 県・町の指定文化財の保存・管理

愛知県文化財保護条例及び豊山町文化財保護条例に基づき、県指定文化財２点、町指定文化財８点を指定している。また、指定文化財の所有者に対し、文化財の日常の維持管理及び活用の向上を図ることを目的として「豊山町文化財保存管理奨励交付金」を交付している。

（１）愛知県指定文化財

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は代表者
有形	鑄造誕生仏立像	1 軀	S 29. 3. 12	木戸 76	常安寺
有形	木造地藏菩薩立像	1 軀	S 32. 9. 6	青山 1227	延命寺

（２）豊山町指定文化財

区分	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は代表者
有形	葬儀絵巻	1 巻	H5. 3. 31	青山 1227	延命寺
有形	狛犬	1 対	H5. 3. 31	木戸 69	八所神社
有形	薬師如来坐像	1 軀	H5. 3. 31	中之町 190	長寿寺
記念物	いちい櫓	4 本	H5. 3. 31	青山 703	河村米光
記念物	楠	1 本	H5. 3. 31	青山 1756	千松寺
無形	木遣	—	H5. 3. 31	諏訪 210	木遣保存会
無形	神楽	—	H17. 4. 1	城屋敷 142	神楽保存会
無形	伊勢山神楽	—	H22. 4. 1	中之町 154	伊勢山神楽保存会

（３）豊山町文化財保存管理奨励交付金

- ・県指定文化財（有形 30,000 円）
 - ・町指定文化財（有形 20,000 円、無形 30,000 円、記念物 20,000 円）
- ※３月 23 日に交付済。

（４）豊山町文化財保存事業費補助金

- ・町指定文化財「楠」の保存事業として 1,067,000 円交付
- ※枯れてしまった楠の保存のため、伐採及び薬剤による防腐処理を実施した。

2 その他

- ・PR 動画作成事業
 - ・わくわくくらぶ「歴史」
 - ・郷土資料室企画展
 - ・青山神明遺跡における本発掘調査
- ※詳細については４ページ以降の【報告】を参照。

【議題（２）】令和８年度の文化財保護行政（案）について

１ PR 漫画作成事業（新規事業）

（１）実施内容

著名な漫画家に豊山町に来てもらい町指定文化財等を取材してもらい、その際のエピソードを漫画にする。実施内容は以下のとおり。

周知媒体：LINE、広報、町公式 HP、Home&School、作者の SNS（instagram、X）

作品数：１～３本（取材）

委託料：200,000 円（税込み）

依頼漫画家：以下に詳細を記載

（２）依頼漫画家

氏名：大橋裕之（1980 年生まれ、愛知県蒲郡市出身）

経歴：2005 年から自費出版で活動を開始し、ミニコミやフリーマガジンなどに執筆する。代表作に「シティライツ」「音楽と漫画」「ゾッキ」などがある。

「ゾッキ」は、完全蒲郡市以内での撮影・制作で映画化もされており、竹中直人・山田孝之・齊藤工の３人が共同監督を務め全国で上映された。また、蒲郡市の観光大使を務めており、愛知県の人権啓発ポスターや日本集中治療医学会の創立 50 周年記念マンガ等、公共団体や非営利団体からの依頼も多数引き受けている。

（３）期待される効果

令和 6、7 年度の PR 動画事業では、主に町民向けに、文化財に対する意識の向上や伝統行事等を知ってもらうことで保存や継承に努めるため、町の SNS や広報で周知を図った。

PR 漫画事業では、町の SNS 等の他に作者の SNS に投稿をしてもらうことで、町内外の作者のフォロワー（合計 2 万人超）に豊山町の魅力（や存在自体）を知ってもらうことができる。また、今回の文化財 PR 漫画は、作者にとっても初の試みであるため、話題性は十分あり、前述した「日本集中治療医学会の創立 50 周年記念マンガ」が刊行された際には、マンガ・アニメ情報専門の最大手ウェブメディア「コミックナタリー」でも取り上げられ話題を呼んでいる。さらに、実際に漫画となった場所に来てもらうことで（聖地巡礼）、文化財以外の町の魅力も発信でき、町の賑わいづくりにも貢献できる。



大橋裕之



愛知県人権啓発ポスター



日本集中治療医学会
創立 50 周年記念漫画

2 県・町の指定文化財

新たな文化財の指定があれば、諮問する。

3 指定文化財の保存・管理

(1) 豊山町文化財保存管理奨励交付金

令和7年度と同様に実施する。ただし、八所神社の狛犬については、町で保管できないかと所有者より打診があった。現在、企画展を開催しているため郷土資料室で展示しているが、このまま常設展示とするか、所有者で保管すべきか検討が必要である。なお、所有者である八所神社では、ガラスケースに入れて社務所で展示していたが、湿度管理等はなされておらず劣化が進んでいる。常設展示する場合は、生涯学習課において必要な管理を実施する予定である。

(2) 豊山町文化財保存事業費補助金

楠（千松寺）で補助予定あり。令和7年度中は伐採及び薬剤による防腐処理までを補助事業として実施している。令和8年度は、所有者負担で実施する土台や装飾部分の工事が終わった後に、固めた楠を重機で移動する費用を補助する。（予算 363,000 円）



現在の様子

4 その他

- ・PR動画作成事業
- ・わくわくくらぶ「歴史」
- ・郷土資料室企画展

豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について

豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について、下記に基づき別紙のとおり策定しましたので報告します。

記

1 計画策定の趣旨

本町では、すべての子どもがいつでも本を身近に感じ、豊かな読書活動が続けていくことができるように、また同時に子どもの読書習慣の形成に深く関わる保護者自身が読書に目を向けるようにと、「豊山町子ども読書活動推進計画」を策定しています。

今回、子どもを取り巻く読書環境の変化や「豊山町第5次総合計画」をはじめとした上位・関連計画を踏まえ、町民が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭・地域・学校などの役割をそれぞれ示し、町民の活動の指針となるものとして、「豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）」（以下、計画）を策定しました。

2 計画の位置づけ・計画の対象・計画期間

本計画は「豊山町第5次総合計画」の下位計画である「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画(第3期)」にて取り組む施策の一つとして位置付けられており、本町の関連する計画との整合性を図りました。

本計画の対象は、乳幼児から中学生までを中心に、0歳からおおむね18歳以下の子どもとしています。

また、保護者や子ども読書活動の推進に関わる大人、地域や学校、行政、関連機関等も対象としています。

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となります。

3 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた計画内容とするため、有識者や生涯学習関連団体の代表などからなる「生涯学習推進審議会」及び町内の小中学校の図書館教育担当教諭などからなる「読書活動連絡会」において議論を重ね、計画案を策定しました。

また、子どもを取り巻く読書環境の現状を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、計画への町民の意見・要望を把握するためのパブリックコメントを実施しました。

豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）【概要版】

1 計画策定にあたって

（１） 計画策定の趣旨

子どもを取り巻く読書環境の変化や「豊山町第5次総合計画」をはじめとした国及び県の関連計画を踏まえ、町民が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭・社会・学校などの役割をそれぞれ示し、町民の活動の指針となるものとして、「豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定しました。

（２） 計画の対象者

本計画の対象は、乳幼児から中学生までを中心に、0歳からおおむね18歳以下の子ども及び保護者や子ども読書活動の推進に関わる地域や学校、行政、関連機関等も対象としています。

（３） 計画の期間

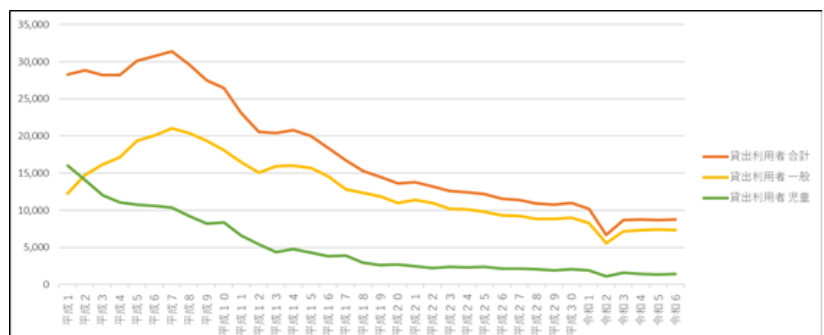
令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

2 読書活動の現状

（１） 町の現状

社会教育センター図書室（以下、町図書室）は、本町唯一の図書館施設として、昭和63年に開館しました。令和3年8月には「親子でくつろげる空間」をコンセプトに社会教育センター内の幼児遊戯室のリニューアルを行いました。豊富な種類の絵本や児童書に親しむことのできる場として、日頃から多くの親子連れに利用されています。

しかしながら町図書室の貸出利用者は、平成7年ごろをピークに減少傾向が続いています。



町図書室の貸出利用者数

(2) 第3次計画の取組状況

第3次計画では、「豊かな心をはぐくむ読書の推進」というテーマのもと、①「家庭・地域・学校における読書活動の推進」、②「町や学校図書室などの読書環境の充実」、③「読書活動に関する理解と関心の普及」の3つの基本目標を設定し、5年間、読書活動の推進を実施してきました。

主な実施施策は以下のとおりです。

①「家庭・地域・学校における読書活動の推進」

- ・ブックスタート事業及びセカンドブック事業の実施
- ・小学2年生の希望者に図書室資料貸出し利用カードの配付
- ・読書週間等において図書委員を中心にイベントの開催

②「町や学校図書室などの読書環境の充実」

- ・幼児遊戯室のリニューアル
- ・除籍図書の無償譲渡
- ・学校図書室の資料充実

③「読書活動に関する理解と関心の普及」

- ・読み聞かせ会の開催
- ・図書室だより（書窓）の発行

3 アンケート調査の実施と課題のまとめ

(1) アンケート概要

○目的

現在の子どもたちの読書活動のニーズ及び課題の把握を目的とし、より具体的な計画を策定するため。

○対象者及び回収状況

①住民用アンケート

対象	対象者	回答数	回答率
0～6歳（保育園・幼稚園）の子どもを持つ保護者	422	220	52%

7～15 歳（小中学生）	1,432	548	38%
7～15 歳（小中学生の保護者）	1,432	535	37%
16～18 歳（高校生）	556	148	27%
全 体	3,842	1,451	38%

②担い手用アンケート

対象	対象者	回答数	回答率
町図書室職員	5	5	100%
学校図書室担当教諭	4	4	100%
町図書室読み聞かせ団体	7	7	100%
学校図書室読み聞かせ団体	27	19	70%
全 体	43	35	81%

（２） アンケート結果を踏まえた課題のまとめ

①保育園・幼稚園の保護者

- ・読書をする保護者の割合の改善
- ・読書の意義の啓発による、家庭内における読書環境の整備
- ・保護者の子どもに対する読書活動の関わりの維持
- ・家族で利用しやすい図書室環境の整備

②小中高生、小中学生の保護者

- ・読書をする保護者の割合の改善
- ・保護者の子どもに対する読書活動の関わりの改善
- ・家族、友人、個人において利用しやすい図書室環境の整備
- ・不読率の改善

③読書活動の担い手

○町・学校図書室職員

- ・職員の働きやすい環境の維持・改善

○読み聞かせ団体

- ・活動員の読み聞かせ環境の充実

4 第4次計画の基本方針

(1) 基本理念

「行きたい」・「読みたい」・「話したい」でつながる読書の輪（案）

子どもが町図書室や学校図書室に「行きたい」と感じ、そこで自分の興味や関心合った本に出会い「読みたい」と思うことが、読書への主体的な関わりの出発点となります。

さらに、読書を通して得た感動や発見を、家族と「話したい」と感じることで、自身の考えを深め、他者の思いを受け止める力が育まれます。この「行きたい」、「読みたい」、「話したい」という三つの気持ちが相互に結びつき、繰り返されることで、読書は一時的な活動ではなく、子どもの生活の中に根づいたものとなります。

本計画では、家庭・社会・学校がそれぞれ連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動の取組を進めることにより、読書の輪が広がり、子ども一人ひとりの豊かな成長につながることを目指します。

(2) 基本方針

①子どもへの読み聞かせ機会の確保

読み聞かせをしていない保護者に対して読み聞かせの必要性を伝えるとともに、家庭や社会が協働し、読み聞かせを親しむ機会の充実を図ります。

②子どもの読書機会の確保

子どもの読書活動には、保護者の関りが必要不可欠であることから、家庭における読書の大切さについて保護者への周知を図り、子どもの読書活動を支える取組を推進します。

5 第4次計画の目標値及び具体策

(1) 目標値

計画の進捗及び成果を把握するために、目標数値を設定しゴールを可視化します。次回の計画策定において今回実施したアンケートと同様の質問を行い、目標数値の推移を確認します。

①保育園・幼稚園の保護者

【基本方針】

子どもへの読み聞かせ機会の確保

内容	現状値※1	目標値※2	方向性
家庭で読み聞かせをする保護者の割合	84%	84%	維持
家庭で読み聞かせをする保護者の紙書籍の割合	98%	98%	維持
読み聞かせ会の参加割合	12%	20%	改善

【基本方針を達成するための方向性】

○保護者の関わりの充実（家庭教育）

内容	現状値	目標値	方向性
読書をする保護者の割合	51%	56%	改善
子どもへの保護者の関与	64%	69%	改善

○満足度の高い環境整備（社会教育）

内容	現状値	目標値	方向性
町図書室利用の割合	65%	70%	改善
町図書室の満足度	87%	87%	維持

②小中高生、小中学生の保護者

【基本方針】

子どもの読書機会の確保

内容		現状値	目標値	方向性
不読率	小学生	26%	10%	改善
	中学生	33%	25%	改善
	高校生	47%	40%	改善
読書をする子どもの割合	小学生	61%	66%	改善
	中学生	48%	53%	改善
	高校生	39%	44%	改善
読書をする子どもの紙書籍の割合	小学生	99%	99%	維持
	中学生	88%	88%	維持
	高校生	75%	80%	改善

【基本方針を達成するための方向性】

○保護者の関わりの充実（家庭教育）

内容		現状値	目標値	方向性
読書をする保護者の割合	小学生	41%	46%	改善
	中学生	36%	41%	改善
	高校生	19%	24%	改善
子どもへの保護者の関与	小学生	43%	48%	改善
	中学生	25%	30%	改善
	高校生	11%	16%	改善

○満足度の高い環境整備（社会教育）

内容		現状値	目標値	方向性
町図書室利用の割合	小中学生の保護者	60%	65%	改善
	小学生	78%	83%	改善
	中学生	53%	58%	改善
	高校生	32%	37%	改善
町図書室の満足度	小中学生の保護者	83%	83%	維持
	小学生	76%	81%	改善
	中学生	86%	86%	維持
	高校生	88%	88%	維持

○満足度の高い環境整備（学校教育）

内容		現状値	目標値	方向性
学校図書室の利用割合	小学生	94%	94%	維持
	中学生	50%	55%	改善
学校図書室の満足度	小学生	66%	71%	改善
	中学生	59%	64%	改善

※1 現状値は、令和7年度に実施したアンケートの結果です。

※2 目標値は、次回（令和12年度）に次期計画を策定する際に実施するアンケート結果の目標値です。

③読書活動の担い手

【基本方針】 子供への読み聞かせ機会の確保・子供の読書機会の確保

①、②の【基本方針】のとおりです。

【基本方針を達成するための方向性】

○職員の働きやすい環境整備

内容		現状値	目標値	方向性
働きやすい環境と回答した職員の割合	社会教育センター職員	100%	100%	維持
	学校図書室職員	25%	75%	改善

○読み聞かせ活動の充実

内容		現状値	目標値	方向性
協力体制に肯定的な割合	読み聞かせ団体 (社会教育センター)	86%	91%	増加
	読み聞かせ団体(学校)	74%	79%	増加
読み聞かせ活動継続希望の割合	読み聞かせ団体 (社会教育センター)	100%	100%	維持
	読み聞かせ団体(学校)	100%	100%	維持

(2) 目標値達成に向けた具体策

①保育園・幼稚園の保護者

区分	具体策
家庭	講演会の開催
家庭	定期購読の補助
社会	広報による周知
社会	図書リサイクルBOXの設置
社会	町図書室環境の整備
社会	障がいのある子どもへのサービスの充実
社会	ブックスタート事業等の実施

社会	読み聞かせ会の実施
----	-----------

②小中高生、小中学生の保護者

区分	具体策
家庭	講演会の開催
社会	図書リサイクルBOXの設置
社会	町図書室環境の整備
社会	図書購入者向けの事業実施の検討
社会	図書室イベントの実施
社会	図書の検索機会の見直し
社会	障がいのある子どもへのサービスの充実
社会	図書室資料貸出し利用カードの配付
社会	除籍本の無償譲渡
学校	学校図書室環境の整備
学校	図書の検索機会の見直し
学校	読み聞かせ会の実施

③読書活動の担い手

○社会教育センター職員

区分	具体策
社会	研修（交流会）の検討

○学校図書室職員

区分	具体策
学校	研修の周知継続
学校	マニュアルの整備

○読み聞かせ団体（社会教育センター）

区分	具体策
----	-----

社会	読み聞かせ活動の協力体制の強化
社会	アウトリーチ型実施の検討
社会	技術向上に向けた講習会実施の検討

○読み聞かせ団体（学校）

区分	具体策
学校	読み聞かせ活動の協力体制の強化
学校	読み聞かせ会の回数の増加の検討